関市信用保証料補給のご案内

関市商工課（☎0575-23-6752）

関市信用保証料補給の申請は、以下の要件・提出書類を確認して商工課までお申し込みください。

≪対象者≫
☐市内に店舗、工場又は事業所を有していること。
☐市税を完納していること。

≪申請期限等≫
☐融資を受けた日から３ヶ月以内であること。
☐同じ区分の融資では、今年度初めての申請であること。
※次の区分ごとに１年度１事業者につき１回限り。
☐過去に同じ区分の融資で補給がある場合、その借入日から 1 年以上経過後に借入れた融資であること。

≪対象融資制度および補給額≫

区分	対象融資名（資金名）	資金使途	補給額	備考
1	・岐阜県中小企業資金融資のうち 小規模企業資金	運転資金	信用保証料率の 1%以内の額	・設備資金と併用の場合は融資額の案分によって保証料を補給
2	・岐阜県中小企業資金融資の経営安定資金のうち 同和地区小規模事業資金	事業資金	信用保証料率の 1%以内の額	
3	・岐阜県中小企業資金融資のうち 元気企業育成資金	運転資金	対象融資 1,000 万円までの信用保証料額のうち信用保証料率の 1%以内の額	・対象融資額が 1,000 万円を超える場合、および設備資金と併用の場合は融資額の案分によって保証料を補給
4	・区分１～３及び区分５に掲げる資金以外の岐阜県中小企業資金融資	運転資金	対象融資 500 万円までの信用保証料額のうち信用保証料率の 1%以内の額	・対象融資額が 500 万円を超える場合、および設備資金と併用の場合は融資額の案分によって保証料を補給
5	・岐阜県中小企業資金融資のうち 災害対策資金	運転資金	対象融資 2,000 万円までの信用保証料額のうち信用保証料率の 1%以内の額	・対象融資額が 2,000 万円を超える場合、および設備資金と併用の場合は融資額の案分によって保証料を補給

≪提出書類≫
☐信用保証料補給申請書（市 HP に様式有）
☐信用保証料払込証明（市 HP に様式有）
☐信用保証料補給請求書（市 HP に様式有）
☐納税証明書（**完納証明書**、税務課の証明、有料）
☐信用保証書の写し（融資を受けた金融機関から受領）
☐【個人】市内に店舗等のあることがわかる書類（**個人事業主全員**）
【法人】営業証明書（**市外に本店がある法人のみ**、税務課の証明、有料）